

関係機関の長
関係学部等の長 殿
関係各位

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長 山田弘司
(公印省略)

UR A職員（特任准教授、特任助教又は特任専門員）の公募について（依頼）
【採用枠（A）】

このたび、当研究所では下記の要領でUR A職員（特任准教授、特任助教又は特任専門員）を公募いたします。

つきましては、関係各位にお知らせいただくとともに、適任者の応募について、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 公募する職種及び人員

UR A職員（特任准教授、特任助教又は特任専門員） 1名

※ 適格者がいない場合、採用しないことがある。

※ 特任准教授、特任助教又は特任専門員の職位については、候補者の経歴等を考慮の上で決定する。

2. 雇用期間

令和8年7月1日以降のなるべく早い時期から令和9年3月31日まで

（事業の継続等を前提に、在任中の勤務成績評価を行ったうえで毎年度更新する場合がある。ただし、更新による雇用期間は最長令和13年3月31日までとする。）

（勤務成績評価等を踏まえ、無期雇用のポストへ移行させる場合がある。）

3. 業務内容

（雇入れ直後）

核融合科学研究所における下記の業務に従事する。

- ・ 外部資金や受託研究・共同研究の動向調査と獲得支援に関すること
- ・ 財務状況の分析と予算要求活動の支援に関すること
- ・ 研究活動と成果の調査・集約・分析、外部評価対応に関すること
- ・ その他リサーチ・アドミニストレーションに関すること

（変更の範囲）

原則変更なし。

ただし、核融合科学研究所が指定する業務に変更する場合がある。また、幅広い実務を経験させる観点から、当人の希望・適性等も考慮の上、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）への出向を命じ、ムーンショット型研究開発事業の関連業務に従事させる場合がある。

4. 勤務地

(雇入れ直後)

核融合科学研究所 (岐阜県土岐市下石町322-6)

(変更の範囲)

原則変更なし。

ただし、上述の出向を命ずる場合、その期間中は東京都内の勤務となる。

5. 応募要件

- (1) 博士の学位を有すること、又はこれに準ずる実務上の経験や業績を有すること
- (2) 上記の業務内容に取り組む意欲があること
- (3) 所内・所外の関係者と円滑な連携を図るため、コミュニケーション能力及び協調性を有すること
- (4) 大学又は研究機関におけるリサーチ・アドミニストレーション業務に従事した経験や、フュージョンエネルギー分野の研究に従事した経験を有する者を歓迎する。

6. 公募締め切り

随時選考を行い、採用枠が埋まった時点で受付を締め切る。

7. 選考方法

選考は、核融合科学研究所学術経営会議UR A職員等選考委員会において行う。

選考においては書類審査を行い、書類審査合格者のみ面接を実施する。

8. 提出書類

次の(1)～(3)の書類をE-mail (E-mailアドレスは下記9. 参照)に添付して提出すること。

- (1) 履歴書： 任意の様式による。顔写真を貼付し、可能な就任時期、自身が希望する職位(特任准教授、特任助教又は特任専門員)、取得学位及び連絡先となるE-mailアドレスを明記すること。
- (2) 職務経歴書： 任意の様式による。これまでに従事した研究又は業務の内容を整理すること。(A4判2ページ以内)
- (3) 就任後の抱負： 任意の様式による(A4判2ページ以内)

上記の書類は、履歴書以外は原則としてA4判横書きとし、それぞれ別葉とすること。

9. 書類送付先

核融合科学研究所管理部総務企画課人事係

nifs-jinji@nifs.ac.jp

提出書類のデータを添付の上、件名を「UR A職員(採用枠A)応募希望」として電子メールで送付すること。送付後、休日を除く3日以内に受付確認のメールを受信できない場合には、その旨連絡すること。

10. 問い合わせ先

- (1) 業務の内容に関すること

核融合科学研究所研究力強化戦略室長

藤堂 泰

電話 0572-58-2002 (直通)

E-mail todo@nifs.ac.jp

(2) 応募や待遇に関すること

核融合科学研究所管理部総務企画課人事係

電話 0572-58-2015 (直通)

E-mail nifs-jinji@nifs.ac.jp

11. その他

- (1) 給与は年俸制(経歴等を勘案して決定、年額の12分の1を月額支給)が適用されます。
- (2) 本人事においては男女共同参画社会基本法の趣旨を尊重します。また、自然科学研究機構では、研究者等の多様性を高めることにより、教育研究の質の向上に取り組んでいます。
 - ・ 業績や人物の評価において同等と認められた場合には、女性と外国人を採用します。
 - ・ 産前産後・育児・介護のための休暇・休業(育児部分休業、介護部分休業を含む。)の取得、又は業務上若しくは通勤途上による傷病に起因する病気休暇・病気休職により研究を行うことができなかつた期間がある場合には、履歴書等にその旨明記していただければ、業績を評価する際に配慮します。
- (3) 本件は令和8年3月12日付け核研総第58号の内容を改め、再公募するものです。

以 上